

◆委員間討議について（第13条関係）

○特別委員会における運用について（予算・決算を除く）

*政策立案に向けて委員間討議を実施する（すでに実施済み）。

○委員会における運用について

*必要に応じて、討論の前に委員間討議を行う。（下記参照）

【審査の流れ】

○委員会開催日の2日前（委員間討議の申し出）

常 任	委員間討議を求める場合、委員は、原則として委員会開催日の2日前（午後5時）までに付託議案（市長提出案件・議員提出議案・請願）や所管事務の案件について、明確な討議の目的及び具体的な論点を示して委員間討議の申し出を行う。
予算・決算	委員間討議は総括質疑の後、実施することとし、委員間討議を求める場合、理事は、原則として全体会議に係る理事会において、付託議案について、具体的な論点を示して委員間討議の申し出を行う。

○委員会当日

I 質疑・質問（又は総括質疑）



II 必要に応じて、委員間討議を行う。

○委員間討議の申し出について

①市長提出案件	②議員提出議案、③請願、④所管事務
申し出があれば、委員間討議を行う	申し出があれば、委員間討議を行うことについて諮り、委員の過半数の合意が得られた場合、委員間討議を行う

○【委員間討議を実施する場合】

論点ごとに委員間討議を行うことを通じて、合意できる点がないか討議する。

⇒（例）議案等の場合、付帯決議、閉会中の継続審査等

○委員間討議の運営について

*委員の発言時間の制限は行わない。

*委員間討議の時間

常 任	◆一議題につき、30分以内とする。 ※議題 ①市長提出案件、②議員提出議案、③請願
予算・決算	◆所管事務については、30分以内とする。 全体で30分以内とする。

なお、討議時間は、委員長において、弾力的に運用することとする。

*原則として、理事者への質問は不可とする。

III 討論



IV 採決

※常任委員会については、①市長提出案件及び所管事務、②議員提出議案、③請願をそれぞれ議題とし、上記IからIVを繰り返す。

※平成26年5月定例会において、再度、試行する。

ただし、問題等が発生した場合は、その都度、議会運営委員会において協議する。